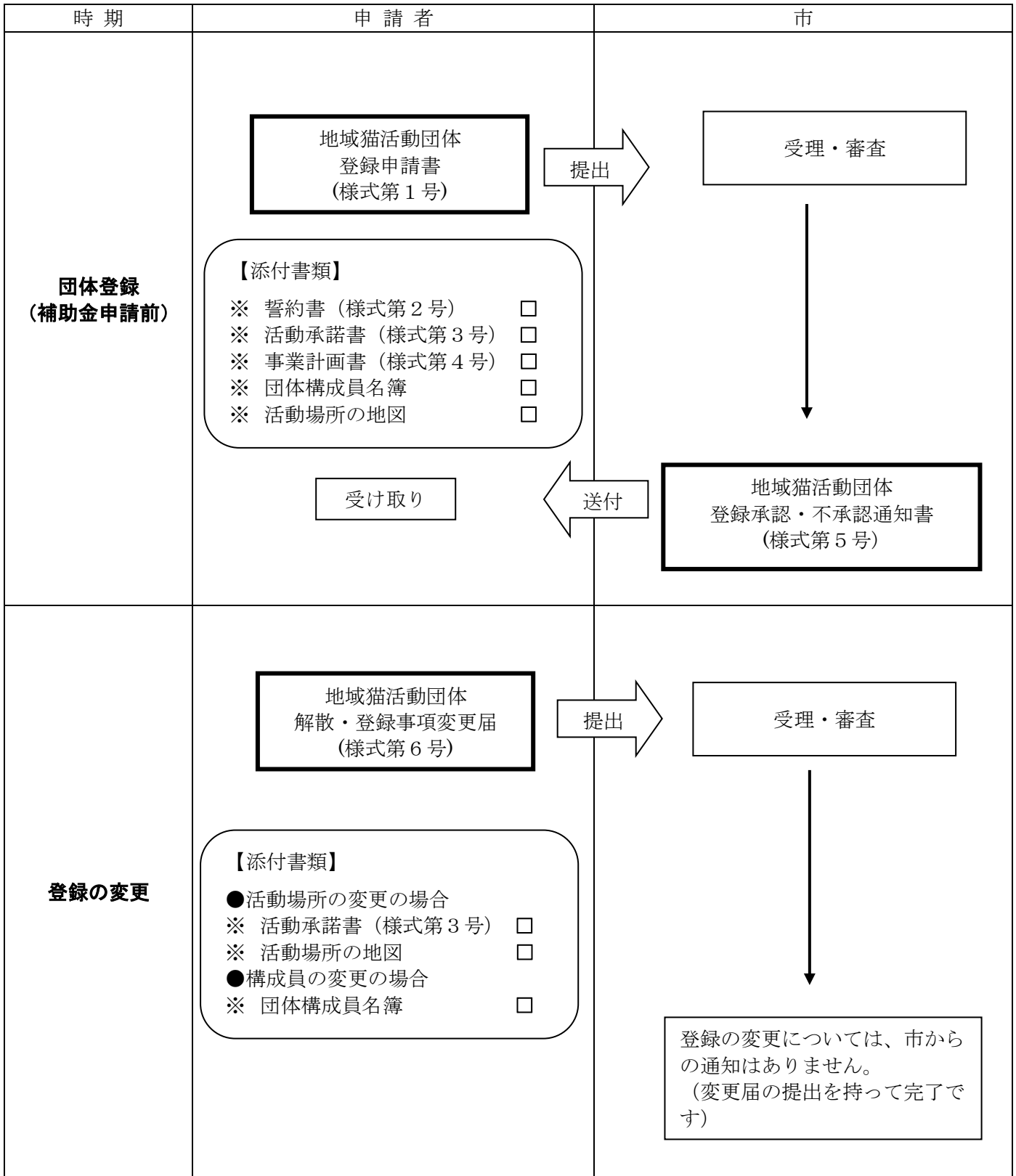
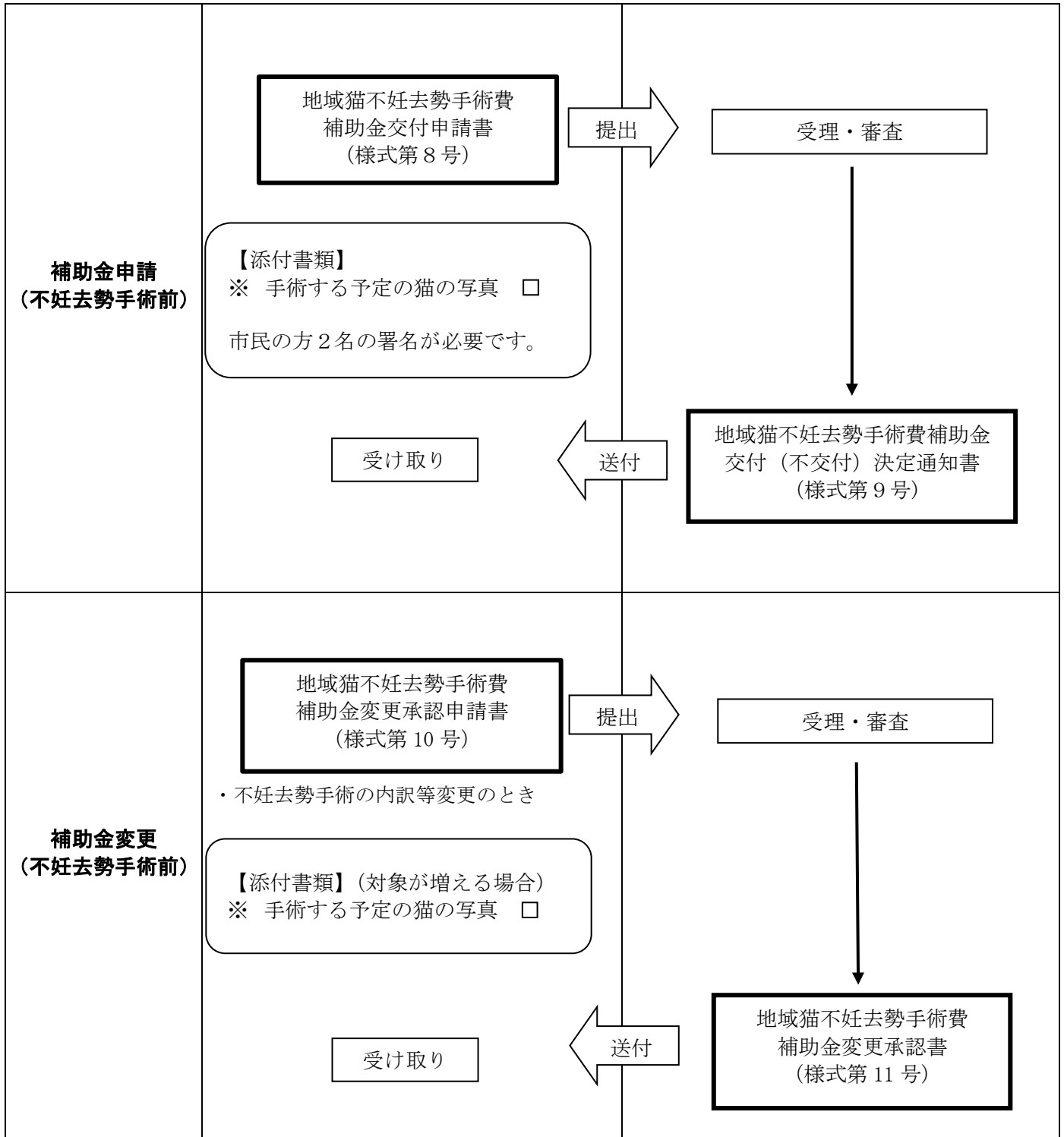
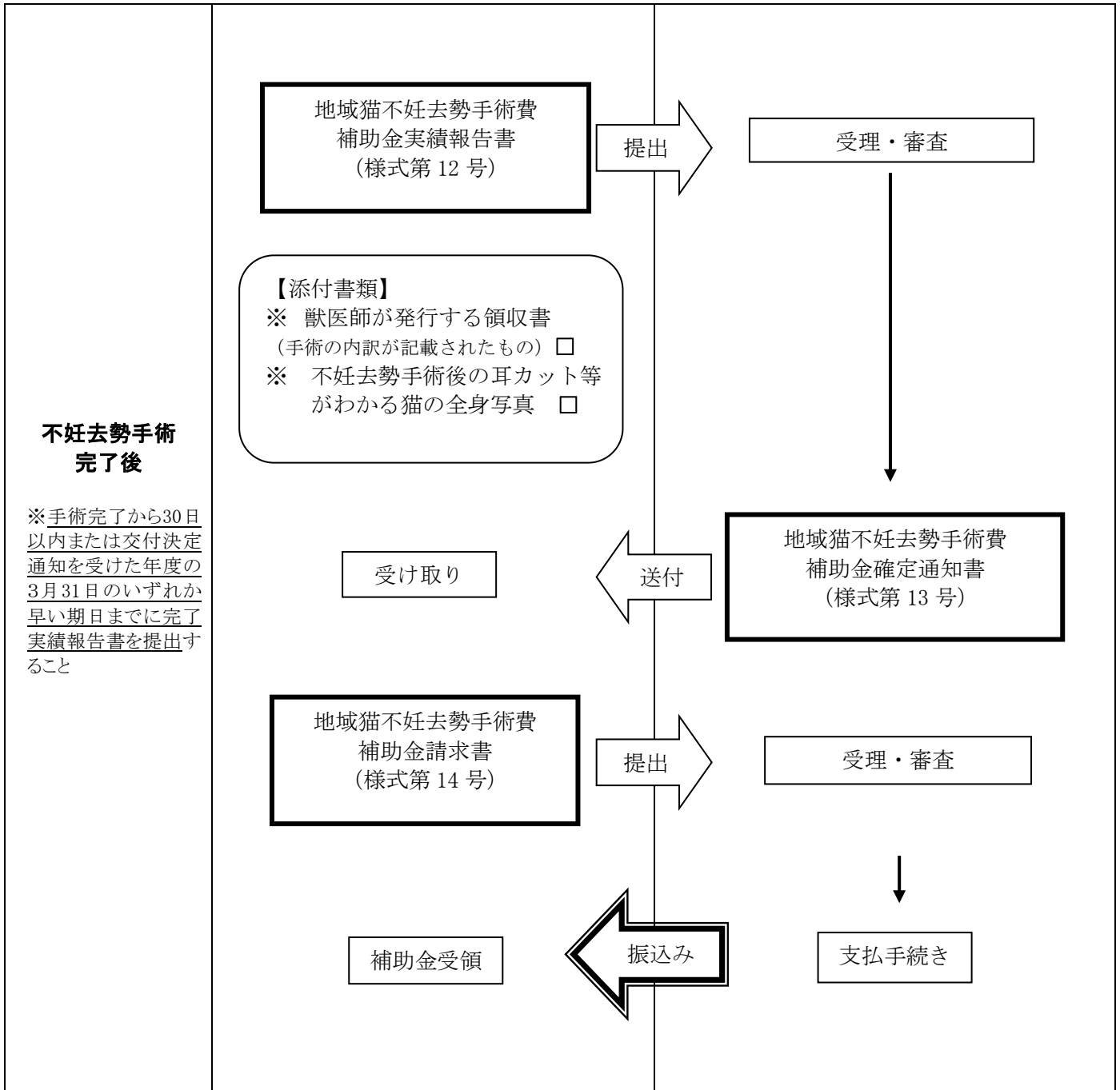


補助金手続きの流れ

この補助金は飼い主のいない猫を地域猫として飼育し、市民の快適な生活環境の保持を図ることを目的としたものです。不妊・去勢手術のみの補助金ではありません。また、登録された地域猫活動団体に交付するものであり、個人での申請は受け付けませんのでご注意ください。







- ※ 必ず猫の不妊去勢手術前に団体登録申請を行うこと。
- ※ 次のページの注意事項をご参照ください。

注 意 事 項

- ・ 申請書等の日付は、生活環境課窓口で提出日を記載してください。
- ・ 実績報告書は、猫の不妊去勢手術完了から 30 日以内に提出してください。
- ・ 申請後に変更(不妊去勢手術の内訳等の変更)が生じた場合は、速やかに生活環境課にご相談ください。
- ・ 請求書は、実績報告書の提出時に一緒にお持ちください。
- ・ 請求書の日付は、確定通知後の日付となりますので、空欄としてください。
- ・ 振込み先の口座は1口座としてください。
- ・ 詳細については、要綱等を確認してください。
- ・ ご不明な点がございましたら生活環境課で確認のうえ申請してください。